



福井の歴史的建造物等の 保存・活用に向けた取組み

蟻 塚 直 人

福井県では、歴史的建造物等の保存・活用を推進することによって、地域の歴史・文化を後世に伝えるとともに、特色ある街並み景観づくりを進めている。対象とする歴史的建造物は、国宝をはじめとする指定文化財だけでなく、その他の身近な建造物も含んでおり、ふるさとの象徴として保存・活用し続けていく価値があるものについては、改修支援も行っている。近年、観光資源としての活用が重視され、歴史的建造物を核とした街づくりが県内各地で盛んに行われている。本報では、行政の取組みや活用事例を紹介する。

キーワード：歴史的建造物、伝統的民家、活用、街づくり、改修支援

1. はじめに

福井県は北陸トンネルの抜ける木ノ芽峠を境に、北を嶺北地方、南を嶺南地方と呼んでいる。また、嶺北地方に敦賀市を加えて越前と呼び、その西を若狭と呼んでいる。これらの地域には、それぞれ異なった風土、歴史があり、建築の違いに大きな影響を与えている。

嶺北地方は多雪であるのに対し、嶺南地方は比較的温暖な気候であることや、越前は古くは東大寺の荘園として開拓されたのに対し、若狭は大陸や日本海から都への門戸としての往来文化の影響を受けたことが、その要素として考えられる。

このような福井の各地域の歴史・文化の中で保存・継承された建造物は、その歴史的あるいは芸術的な価値を評価されることで、国宝・重要文化財の他、県・市町の文化財の指定を受け、地域の宝として個々に活用されている。

しかし、文化財の指定を受けていない建造物の中にも優れた価値をもつものや、地域の歴史や文化の中で育まれた地域の宝となるようなものが数多く残っているのに、価値を理解されないまま取り壊されるものが多い。近年、地域の歴史的建造物を観光資源として活用する機運が年々高まっている中で、少しでも多くの方に歴史的建造物の価値を知ってもらい、地域づくり等に活用してもらえよう、福井県では様々な取組みを行っている。

2. 福井の伝統的民家の保存

福井県内には、地域の文化とともに洗練された特有の形態・意匠の伝統的民家が数多く残っている。個々の建造物に特別な価値があるというわけではないが、その佇まいは福井らしい集落や街並み景観の保全を図る上で欠かせないものである。福井県では平成18年に「福井県伝統的民家保存および活用の推進に関する条例」を制定し、地域特有の民家を『ふくい伝統的民家』として保存・活用する取組みを行っている。

(1) ふくいの伝統的民家とは

福井県では『ふくいの伝統的民家』の基準を設けている。伝統技法に配慮した木造建築で戦前の意匠を継承したものをベースに、大きく「農家型」と「町家型」の2つに分類しており、「農家型」は妻側の壁を格子状の漆喰塗りとした切妻屋根の民家、「町家型」は切妻屋根で格子戸や袖壁等の町家の伝統的意匠を基調とした民家としている（写真—1）。その他、これらに該当しない地域独特の民家が残っており、これらは個別に専門家の意見を踏まえた上で「地域固有型」と位置づけしている。

(2) ふくいの伝統的民家認定制度

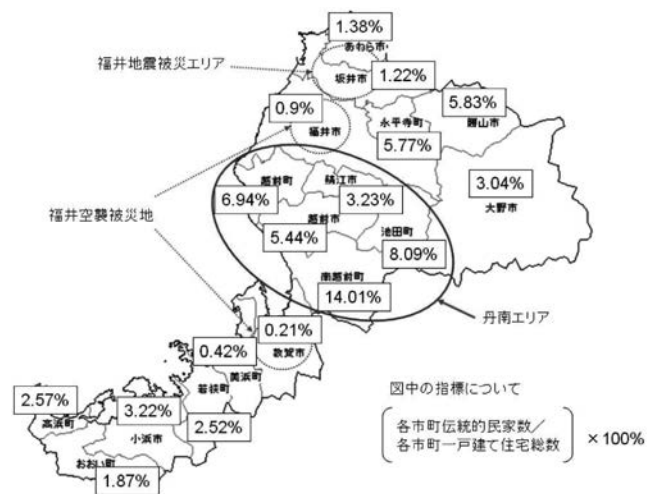
所有者の申請に基づき県が「ふくいの伝統的民家」として認定を行うもので、伝統的民家に誇りを持って住み続けていただき、後の世代に継承していただくことをねらいとしている。「ふくいの伝統的民家」に認



写真—1 農家型および町家型の伝統的民家の例



写真—2 伝統的民家認定表札



図—1 伝統的民家集積分布図

定された建物の所有者には、越前和紙で作った認定証や県産材で作成した認定表札（写真—2）をお渡ししている他、改修マニュアル等の維持保全に関する情報の提供を行っている。認定制度は平成 18 年度から開始しており、平成 27 年 5 月末時点で、1,144 件の伝統的民家の認定を行っている。認定は随時募集しており、今後も継続して行う予定である。

（3）伝統的民家に関する調査

県内のどの地域にどれくらい伝統的民家が残っているのか、その全容を明らかにするため、全県的に古い民家や蔵の多い集落内の民家や蔵の实地調査を行った（平成 22～23 年）。調査対象は、昭和 25 年以前の木造住宅が世帯数の 10% 以上を占める集落や土蔵が世帯数の 10% 以上を占める集落とし、県内約 275,000 世帯のうち約 105,000 世帯を対象とした。調査は建築士による目視にて行い、集落毎に伝統的民家と土蔵の位置及び棟数をまとめた。その結果、『福井の伝統的民家』が約 5,400 棟、土蔵は約 4,500 棟残っていることが分かった。エリア別にみると、丹南エリア（鯖江市、越前市、越前町、南越前町）や奥越エリア（大野市、勝

山市）の集積率が高い（図—1）。

福井県は戦争中の空襲や戦後の震災により、福井の平野部や敦賀の街中の建物はほとんど焼失した歴史があるため、このような分布になったと考えられる。また、若狭エリアには、異文化の影響があるためか、地域固有の伝統的民家が多く残っており、調査ではカウントされなかったものが多いため、実際の集積率はさらに高くなると思われる。県では、調査結果をもとに伝統的民家活用推進事業（“（4）福井の伝統的民家活用推進事業”にて紹介）をより充実させ、県民の方に伝統的民家により形成される景観の魅力を発信している。

（4）福井の伝統的民家活用推進事業（平成 18 年度～）

この制度は、伝統的民家の外観等の改修事業に対して支援することにより、伝統的民家の保存・活用を促進し、福井らしい街並み景観を保全していくことを目的としている。補助の対象は伝統的民家と付随する土蔵や門・塀としており、外観および構造体の改修を補助対象として支援（補助対象事業費の 1/2 以内、最大 300 万円）を行っている。

また、伝統的民家の集積が優れており、集落景観を「面」として保全する取組みを行う地区を伝統的民家群保存活用推進地区（以下、推進地区）として県が指定し、改修支援対象を拡充する他、新築支援（外観工事費の2/3以内、最大160万円）や一般建造物の修景支援（対象となる外観工事費の1/2以内、最大200万円）、空家改修支援（最大600万円）、景観づくり活動に対する支援（最大20万円）等の重点支援を行っている。地区指定は平成23年度から開始しており、現在までに計24地区を指定している。指定した地区には、かつての城下町や街道沿いの宿場町その他、伝統産業が受け継がれる町や農村集落など、それぞれの地域の歴史や文化を反映した街並み景観が残っており、さらにその景観を守り継承する人々が生活している。それらの方々の取組みをバックアップすることで、個性溢れる地域づくりの推進を図っている。

市町が事業主体となる当事業は現在、県内17市町のうち14市町が補助制度を設けており、改修事業に関しては現在までに計208件の支援を行ってきた。改修事業は、瓦屋根の葺替えや外壁板貼りが特に多く、伝統産業である越前瓦や、県産の杉材が多く使われることから、地場産業の活性化にもつながっている。

3. 歴史的建造物の保存

(1) 歴史的建造物に関する調査

福井県内に残る歴史的建造物の存在と価値を明らかにし、市町や県民の方々に認識してもらうため、県下全域を対象とした調査を行った（平成15～17年）。調査にあたって、既存の調査結果報告書等を参考に、調査対象リストを作成した。

現地調査では、まだ十分に価値が認められていない建築や地域に根ざした建築の発掘に最も重点を置いた。調査は建築の専門家の手で行い、県内各地を隈なく訪ねていただいた。結果、各地で得られたわずかな情報を手がかりにしながら、約3,000棟の建築が抽出された。そのうちの約500棟を報告書としてまとめ、各市町や図書館等で閲覧できるようにするとともに、県のHPでも発信している。

(2) 福井の歴史的建造物保存促進事業（平成18年度～）

この制度は、「福井の歴史的建造物」の外観及び構造体の修繕や復元事業に対して支援を行うことで建造物の保全・活用を進めることを目的としている。ここでいう「福井の歴史的建造物」とは、原則として第二

次世界大戦終結時までには建造され、下記の基準のいずれかに該当するもので、専門家を集めた会議（歴史的建造物・歴史・まちづくり・伝統技能の専門家により構成）において検討したうえで、ふるさとの象徴として保存継承していく価値があると認められた建造物としているが、指定文化財は対象外としている。

＜歴史的建造物の基準＞

- ①地域の歴史を象徴するもの
- ②建築文化や生活文化を継承するもの
- ③民俗学的に価値のあるもの
- ④街並みおよび景観の整備に貢献するもの

民間の事業に対する支援は、補助対象事業費の1/2以内で最大300万円を助成している。また、市町の事業に対しても支援を行っており、補助対象事業費の1/4以内で最大150万円を助成している。市町が事業主体となる当事業は現在、県内17市町のうち8市町が補助制度を設けており、現在までに19棟の建造物に対して支援を行っている。その多くは街並み景観の整備に寄与するものであり、地域のまちづくりに活用されている。

4. 歴史的建造物等活用事例の紹介

現在、国宝や重要文化財をはじめとする指定文化財の多くは、建造物の本質的価値を発信する公開施設として観光活用されている。一方で、それ以外の歴史的建造物は地域の街づくりの拠点施設や物販店、街並み景観の象徴としての活用が中心である。指定文化財に比べて規制等が少ない分、自由度が大きく、利活用が容易であることから、各地で活用する取組みが展開されている。その中の幾つかの事例を紹介する。

(1) 昔の街道沿いに残る旅籠の活用

南越前町今庄地区は、江戸時代に北国街道沿いの宿場町として栄えた地区であり、天保年間の記録によれば、55軒の旅籠があったとされている。旅籠『若狭屋』は、そのうちの1軒であり、当時の佇まいを良く残す建造物であるが、近年空き家となっていた（写真—3）。集落内にも空き家が増加し地域の存続が危惧される中、平成21年に地元有志によりNPO法人『今庄旅籠塾』が結成され、『若狭屋』を拠点にまちづくりを開始した。建造物整備にあたっては、歴史的建造物保存促進事業を活用して外壁の修繕を行い、内部の改修については、教育実習や改修ワークショップの一環として利活用しながら進めている。また、平成23年度に集落全体を推進地区に指定し、『若狭屋』を核とし



写真—3 旧旅籠『若狭屋』

た歴史的街並み景観の保全・活用が進められている。

(2) 大学生の創作活動拠点としての活用

鯖江市の河和田町は伝統産業である漆器産業が盛んな地域である。平成17年の豪雨による災害で集落には甚大な被害が生じたが、10年間で見事に再生した。道路や建物は時間を費やせば修復は可能であるが、精神面の再生は容易な事ではない。河和田地区がこのハードルをクリアできた要因は、地元住民の努力は勿論であるが、ボランティアとして参加した大学生の影響が大きい。被災時の支援活動をきっかけに、毎年約1ヶ月もの間、創作活動の場として滞在するようになったのである。その人数は100近い数であり、学生

の活動が、街に活気を呼び込んでいる。

その活動拠点として『ふくいの伝統的民家』が活用されている。河和田地区に残る農家型の伝統的民家の中で空き家になっていたものを大学の先生が買い取り、そこで学生達が活動しているのである。農家型の伝統的民家には田の字型の畳の間があるなど、現代の住宅に比べて内部空間が大きく、100人近い人数を収容することも可能なのである。建物の内部には広々とした土間を中心に開放的な空間が広がる一方、外部の修繕は伝統的民家活用推進事業を活用していただき、その意匠を継承した外観を残している（写真—4）。



写真—4 学生の創作活動拠点



写真—5 丈生幼稚園（旧福井県警察部庁舎）、事務所利用の例（旧武生郵便局）

(3) 歴史的建造物を活用したまちなか散策

越前市の中心市街地はかつて国府が置かれ、江戸時代に町割りを整備され城下町として発達したエリアである。地域には、その歴史・文化を受け継いだ社寺仏閣や近代の商業建築が数多く残っており、歴史的街並み景観を形成している。越前市ではこれらのうち22の建物を「まちなか博物館」として指定し、まちなか周遊ポイントとして活用している。指定されている建物は、観光施設となる建物や住宅や事務所として使用する建物など、公開できないものも含まれているが、外観は建設当時の意匠を残しており、修繕の際には歴史的建造物保存促進事業を活用していただくことで街景観の保全を展開している（写真—5）。

5. おわりに

文化財ではない身近に存在する歴史的建造物に対する地域の人々の意識は一般に低く、壊されることに疑問を抱かないことが多い。また、伝統的民家に対しては、古臭い、規模が大きく使い勝手が悪いなど、デメ

リットの意見が先行する所有者が多い。その一方で、それらは個性ある地域づくりに必要な資源として注目されている。我々は、今後も地域住民や所有者の方々に関心を持ってもらえるよう、その魅力や価値を伝え続けていく。関心を持ってもらえない方も、隣近所や集落内で機運が高まることで自然と意識の変化が生じてくる。その変化が「点（建築物）」の保全だけでなく「面（集落景観）」の保全へとつながり、その「面」の保存・継承を考えていくことが地域づくりにもつながる。そこで生じる環境、社会、経済、各分野での課題の解決のための適切な助言や支援を行っていくために、精進していきたいと思うので、今後も皆様のご理解ご協力をお願いしたい。

J C M A

【筆者紹介】

蟻塚 直人（ありづか なおと）
福井県観光営業部文化振興課
主査

